

## 訪問看護・介護予防訪問看護サービス 重要事項説明書

### 1 事業者概要

事業者名称	一般社団法人 春日井市医師会
事業者の所在地	春日井市鷹来町1丁目1番地1
代表者氏名	会長 前田 誠司
電話番号	0568-82-8300
登録番号	T8180005014549

### 2 ご利用事業所

事業所名称	春日井市医師会訪問看護ステーション
介護保険法の指定番号	訪問看護 2362590016
事業所の所在地	春日井市柏原町5丁目387番地
電話番号	0568-82-8780

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限り在宅において、能力に応じ自立した生活が営めるよう、支援する
運営の方針	利用者に信頼される、看護とリハビリの提供を行う

### 4 ステーションの職員体制

看護師	常勤 4名以上（勤務体制 午前9時～午後5時）	非常勤 2名以上
理学療法士	常勤 1名以上（勤務体制 午前9時～午後5時）	

### 5 営業日と実施地域

営業日	月曜日～金曜日	但し原則祝日及び12月29日から1月3日を除く
営業時間	午前9時～午後5時	通常の事業の実施地域 春日井市内

### 6 苦情申立窓口及び利用時間

春日井市医師会訪問看護ステーション ご利用者ご相談窓口		電話 0568-82-8780 担当 管理者 中根 暁子
介護保険	春日井市 介護・高齢福祉課	平日午前8時30分～午後5時 土日祝 休み 電話 0568-85-6921
	小牧市 介護保険課	平日午前8時30分～午後5時 土日祝 休み 電話 0568-76-1197
	愛知県国民健康保険団体連合会	平日午前9時～午後5時 電話 052-971-4165
医療保険	愛知県医療安全支援センター (愛知県健康福祉部医務国保課内)	平日午前9時～午後5時 正午～午後1時休み 電話 052-954-6311
	愛知県医師会苦情相談センター	平日午前9時～午後4時 土日祝 休み 電話 052-241-4163

### 7 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また、緊急連絡先に連絡いたします。
---

### 8 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、再発生を防ぐための対策を講じます。
--

### 9 秘密の保持

サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者、家族の個人情報を用いません。
--

### 10 虐待の防止

利用者の人権擁護・虐待の防止のための職員に対する研修、利用者・家族からの苦情処理体制の整備等の措置を講じています。サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
--

訪問看護・介護予防訪問看護サービス利用料等説明書

1. 訪問看護・介護予防訪問看護の提供回数と訪問時間

訪問回数	毎週・隔週	曜日	:	~	:
回/月	毎週・隔週	曜日	:	~	:

2. 利用料

R6.6.1 改定

<看護師の訪問>

※サービス提供体制強化加算 6 単位が加算されます。

提供時間	地域単価	介護予防訪問看護（要支援）			訪問看護（要介護）		
		単位	負担割合	自己負担額	単位	負担割合	自己負担額
20分未満	10.42	303+6	1割	322円	314+6	1割	333円
			2割	644円		2割	667円
			3割	966円		3割	1,000円
30分未満		451+6	1割	476円	471+6	1割	497円
			2割	952円		2割	994円
			3割	1,429円		3割	1,491円
30分以上 60分未満		794+6	1割	834円	823+6	1割	864円
			2割	1,667円		2割	1,728円
			3割	2,501円		3割	2,591円
60分以上 90分未満	1,090+6	1割	1,142円	1,128+6	1割	1,182円	
		2割	2,284円		2割	2,363円	
		3割	3,426円		3割	3,545円	

<理学療法士の訪問>

※サービス提供体制強化加算 6 単位が加算されます。

提供時間	地域加算	介護予防訪問看護（要支援）			訪問看護（要介護）		
		単位	負担割合	自己負担額	単位	負担割合	自己負担額
1回 20分	10.42	284+6	1割	302円	294+6	1割	313円
			2割	604円		2割	625円
			3割	907円		3割	938円

\*2回（40分）利用の場合は、上記金額の2倍、3回（60分）は3倍となります。

\*要支援1・2の方への訪問看護で、理学療法士等が1日に2回を超えて訪問を行なった場合、1回につき100分の50の算定になり、要介護の方への訪問看護で、理学療法士等が1日に2回を超えて訪問を行った場合、1回につき100分の90の算定になります。

\*理学療法士等の訪問を希望する際には、看護師による定期的な訪問が必要となります。

\*条件によって利用料が減算されることがあります。

<その他の加算>

		単位	地域単価	負担割合	自己負担額
①	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	10.42	1割	598円/月
				2割	1,196円/月
				3割	1,794円/月
②	特別管理加算Ⅰ	500	10.42	1割	521円/月
				2割	1,042円/月
				3割	1,563円/月
	特別管理加算Ⅱ	250	10.42	1割	261円/月
				2割	521円/月
				3割	782円/月
③	ターミナルケア加算	2500	10.42	1割	2,605円
				2割	5,210円
				3割	7,815円
④	退院時共同指導加算	600	10.42	1割	625円/回
				2割	1,250円/回
				3割	1,876円/回
⑤	初回加算（Ⅰ）	350	10.42	1割	365円
				2割	729円
				3割	1094円

	初回加算（Ⅱ）	300	10.42	1割	313円
				2割	625円
				3割	938円
⑥	看護・介護職連携強化加算	250	10.42	1割	261円/月
				2割	521円/月
				3割	782円/月
⑦	複数名訪問看護加算 (30分未満)	254	10.42	1割	265円/回
				2割	529円/回
				3割	794円/回
	複数名訪問看護加算 (30分以上)	402	10.42	1割	419円/回
				2割	838円/回
				3割	1,257円/回
⑧	口腔連携強化加算	50	10.42	1割	52円/月
				2割	104円/回
				3割	156円/回

①緊急時訪問看護加算：利用者の同意を得た場合、毎月1回

24時間体制にあたって、緊急時の訪問を行える体制にある場合  
但し、緊急訪問を行った場合、所要時間に応じた利用料金を頂きます。  
夜間又は早朝・深夜の訪問の場合は加算を算定することがあります。

②特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）：厚生労働大臣の定める状態にある場合、月1回

Ⅰ在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態

Ⅱ酸素療法、経管栄養法、中心静脈栄養法、自己導尿法等の指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態等

③ターミナルケア加算：死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

④退院時共同指導加算：病院・老健施設入院・入所者に対し、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合に1回（特別な管理を要する場合は2回）算定

⑤初回加算：新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合に算定。退院日に看護師が訪問看護を行った場合が初回加算（Ⅰ）、それ以外は初回加算（Ⅱ）

⑥看護・介護職員連携強化加算：訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合

⑦複数名訪問看護加算：1人で看護を行うことが困難な場合に看護師が2人以上で看護を行った場合  
看護補助者が同時訪問する際は、30分未満209円、30分以上330円

⑧口腔連携強化加算：口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合

### <介護保険以外の実費>

実費負担	交通費	実施地域を越えた地点から1kmにつき50円	円/回
	キャンセル料	職員派遣後のキャンセル	300円/回
	死後の処置		10,000円

#### キャンセル規定

サービス中止の場合は、できる限り前日までにご連絡ください。

上記実費負担が発生いたしますので、ご了承ください。

### <訪問看護指示料>

訪問看護の利用にあたり、訪問看護ステーションは主治医から「指示書」の交付をうけ、その指示に基づき訪問看護を行います。

訪問看護指示書の交付にあたり、利用者様の自己負担が発生する場合があります。

## 2.担当の職員

- ・看護師・理学療法士は担当制でないため、複数の職員が交代で訪問します。
- ・管理者は、中根 暁子<sup>なかね あきこ</sup> です。
- ・職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。